

京都市教育委員会教育長告示第17号

京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則第1条ただし書の規定に基づき、京都市青少年科学センターを次のとおり臨時に開館します。

平成24年3月15日

京都市教育委員会
教育長 高桑三男

臨時に開館する日 平成24年3月29日（木）及び同年4月5日（木）

（青少年科学センター）